


改正前

別記様式第二十二号 (第七十四条関係)

表

管理業務主任者証	
	氏 名 ( 年 月 日生)
	住 所
	登 録 番 号 第 号
	登 録 年 月 日 年 月 日
	年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 印
交 付 年 月 日	年 月 日
発 行 番 号 第	号

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.392 cm以上 5.403 cm以下

裏

備 考


注意事項

- 1 マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請の前日6月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。

改正後

別記様式第二十二号 (第七十四条関係)

表

<b>管理業務主任者証</b>	
	氏 名 ( 年 月 日生)
	登 録 番 号 第 号
	登 録 年 月 日 年 月 日
	年 月 日まで有効
	国土交通大臣 <span style="float: right;">印</span>
交 付 年 月 日	第 年 月 日
発 行 番 号	号

8.547 cm以上 8.572 cm以下

5.403 cm以下  
5.392 cm以上

裏

備 考

注意事項

- 1 マンションの区分所有者等その他の関係者から請求があったとき、重要事項説明のとき、又は管理事務の報告のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請の前日6月以内に行われる国土交通大臣が指定する講習を受講すること。